

武力攻撃事態等への対処

職員及び入所児童の初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

一番近い園舎への避難、施錠（内閣官房国民保護ポータルサイトより）。安全が確認され次第、本園新園舎へ職員と入所児童は移動。

新園舎内では、断水に備えて飲料水の確保。備蓄食料品の持出。

職員は順次、自身の親族への連絡。

一定数の児童の保護者が迎えに来た時点から、本園職員の中で未成年の保護者に該当する職員の帰宅指示。

最後の 1 人が迎えに来るまで、園長と職員 2 名は園に残る。ただし本園に留まることにより状況の悪化が考えられる場合、園長以外の職員と園児は園以外の場所へ移動させる。

「岩国市国民保護計画 第 3 編 武力攻撃事態等への対処」 に基づく、関係先への連絡体制

通信手段

固定電話、ファックス、インターネット、職員各個人所有の携帯電話、当園入口への張り紙等、考えられる全ての方法

入所児童の保護者については、当園で使用している緊急お知らせメールシステム（モバイルメール）を中心に行う。

1. 岩国市保育幼稚園課

- ・入所児童の安否
- ・本園施設設備の被害状況
- ・本園近隣の被害状況
- ・避難指示
- ・今後の開所、閉所の時期
- ・現時点での行政側の情報の把握状況などの連絡体制をつくる。

2. 入所児童の保護者

- ・入所児童の安否
- ・当園施設設備の被害状況
- ・近隣の被害状況
- ・現在の避難場所
- ・今後の開園時期

附則 この武力攻撃事態等への対処は平成 26 年 9 月 18 日から施行する。

この武力攻撃事態等への対処は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。